

埼玉県後期高齢者医療広域連合事務局組織規則

平成19年4月1日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、埼玉県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例（平成19年広域連合条例第3号）第2条の規定に基づき、事務局の組織、事務分掌その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 事務局に次の課を置く。

- (1) 総務課
- (2) 保険料課
- (3) 給付課

2 課に担当を置く。

3 担当の編成については、課の長がこれを定める。

(事務分掌)

第3条 前条第1項に規定する課の事務分掌は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 事務局の総合調整に関する事。
- (2) 議会に関する事。
- (3) 広域連合長及び議会議員の選挙に関する事。
- (4) 広域計画に関する事。
- (5) 職員の人事管理に関する事。
- (6) 広報及び広聴に関する事。
- (7) 選挙管理委員会に関する事。
- (8) 監査委員に関する事。
- (9) 規約、条例、規則等の審査に関する事。
- (10) 公告式に関する事。

- (1 1) 文書及び公印に関すること。
- (1 2) 情報公開及び個人情報保護の調整に関すること。
- (1 3) 予算の編成及び決算の調製に関すること。
- (1 4) 契約に関すること。
- (1 5) 財政計画に関すること。
- (1 6) 財産管理に関すること。
- (1 7) 後期高齢者医療に係る電子計算組織の管理運用に関すること。
- (1 8) 後期高齢者医療制度に係るネットワークの運用管理及び維持に関すること。
- (1 9) 事務局の庶務に関すること。

保険料課

- (1) 被保険者証の交付に関すること。
- (2) 被保険者の資格の取得又は喪失に関すること。
- (3) 被保険者台帳の管理に関すること。
- (4) 資格証明書の交付に関すること。
- (5) 保険料率に関すること。
- (6) 保険料の賦課に関すること。
- (7) 保険料の減額及び徴収猶予に関すること。
- (8) 標準システム（資格管理・保険料）の運用に関すること。
- (9) その他の資格管理及び保険料に関すること。

給付課

- (1) レセプトの審査及び管理に関すること。
- (2) 診療報酬の支払に関すること。
- (3) 一部負担金の減免に関すること。
- (4) 高額療養費に関すること。
- (5) 償還払に関すること。
- (6) 保健事業に関すること。
- (7) 標準システム（保険給付）の運用に関すること。
- (8) その他の保険給付に関すること。

(関連事務の主管)

第4条 複数の課に関連する事務については、その事務に比較的關係の多い課が主管し、主管の明確でない事務については、事務局長の指定する課が主管する。

(職の設置)

第5条 事務局に事務局長及び事務局次長、課に課長を置く。

2 前項に規定するもののほか、事務局に参事、課に主幹、主席主査、主査、主任及び主事を置くことができる。

(職務)

第6条 事務局長は、埼玉県後期高齢者医療広域連合の事務を掌理し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局の事務を整理する。

3 参事は、上司の命を受け、特に指定された事項を処理し、担当職員のあるときは、これを指揮監督する。

4 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。

5 主幹は、上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、担当職員のあるときは、これを指揮監督する。

6 主席主査は、上司の命を受け、担当の事務を掌理し、その事務を処理するため、担当職員を指揮監督する。

7 主査は、上司の命を受け、困難な事務に従事する。

8 主任及び主事は、上司の命を受け、事務に従事する。

(職務の代行)

第7条 事務局長に事故がある場合において、特に事務取扱者を命じていないときは、事務局次長が事務局長の職務を代行する。ただし、重要又は異例な事務については、広域連合長又は副広域連合長の指揮を受けなければならない。

2 課長に事故がある場合において、特に事務取扱者を命じていないときは、その事務を主管する主幹又は主席主査が課長の職務を代行する。ただし、重要又は異例な事務については、事務局次長の指揮を受けなければならない。

(事務の執行)

第8条 事務は、広域連合長の決裁又は別に定めるところによる専決若しくは代決を受けなければ、執行することができない。

(相互援助)

第9条 事務執行上必要がある場合においては、課長は、それぞれ職員をして相互に援助させることができる。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月27日規則第3号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。